

「中小企業金融円滑化法」への取組みについて

富士信用金庫

当金庫では、地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、最も重要な社会的使命と位置付け、その実現に取り組んでおります。

また、当金庫では、最近の経済金融情勢や「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、中小企業金融円滑化法といいます）」の施行を踏まえ、これまで以上に中小企業及び個人のお客さまからの各種ご相談や貸付条件の変更等のお申し込みに迅速かつ適切にお応えするとともに円滑な金融仲介機能を発揮していくため、「地域金融円滑化のための基本方針」を策定し以下の態勢を整備しました。

1. 態勢整備の概要

- 円滑な実施に向けて「地域金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」を策定し取り組んでおります。
- 各営業店及び本部関連業務部署に「金融円滑化管理担当者」を配置し取り組んでおります。
- お客さまからの貸付条件の変更に関するご相談に迅速かつ適切に対応するため、専用の相談受付窓口を設置し取り組んでおります。
- 金融円滑化管理にかかるお客さまへの適切な対応を徹底するため「金融円滑化管理責任者」を選任し取り組んでおります。
- 金融円滑化管理の適切な態勢の整備、確立が行われ、業務の健全性・適切性の観点から有効に機能しているかを管理するために、本部の関連部長から構成される「金融円滑化管理委員会」を設置し取り組んでおります。
- お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために、融資部経営支援課を置いて取り組んでおります。
- お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情に対応するため、総合企画部に直通電話を設置し取り組んでおります。（電話番号 0545-53-2054）

2. お客さまへの経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援態勢

- 継続的な中小企業のお客さまへの訪問等を通じて企業の技術力や販売力といった定性的な情報を含む経営状況の把握に努めています。
- きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいます。
- ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいます。
- ライフサイクル（創業・新規事業、経営改善支援、事業再生、事業継承）に応じた各段階に応じてきめ細かい支援に取り組んでいます。

3. ご返済条件に関するご相談窓口

- お客さまのお取引店までお申し出ください。
お取引店の担当者が、お客さまのご契約内容やご事情を十分に検討させていただいたうえで、適切かつ迅速にご相談に対応いたします。

3. 貸付条件の変更等の実施状況について

○中小企業金融円滑化法第4条および第5条に基づく貸付条件の変更等の実施状況について、以下のとおり公表いたします。

【お客さまが中小企業者である場合】

(別表1) 貸付けの条件の変更等のお申込みを受けた貸付債権の額

(単位：百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等のお申込みを受けた貸付債権の額	2,090	6,326	10,779	15,082	19,371	23,438	28,375	31,798				
うち、実行に係る貸付債権の額	1,114	4,976	9,801	13,925	17,379	21,726	26,245	30,258				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	382	429	590	624	633	644	644	655				
うち、審査中の貸付債権の額	593	808	275	386	1,143	800	1,060	409				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	112	112	145	214	267	425	474				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	40	1,268	2,651	4,093	5,262	6,847	8,054	9,896				
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	224	271	399	434	442	453	536	548				

(別表2) 貸付けの条件の変更等のお申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等のお申込みを受けた貸付債権の数	64	285	509	807	1,056	1,326	1,518	1,815				
うち、実行に係る貸付債権の数	24	210	436	714	951	1,227	1,408	1,689				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	10	13	29	34	36	39	39	41				
うち、審査中の貸付債権の数	30	54	36	45	52	37	40	48				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	8	8	14	17	23	31	37				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	7	124	255	429	561	727	816	999				
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	7	10	25	30	32	35	39	41				

注：平成21年12月末、平成22年3月末、平成22年6月末、平成22年9月末、平成22年12月末、平成23年3月末の各時点の実績について一部誤りがあったため、平成23年11月8日に修正しました。

【お客さまが住宅資金借入者である場合】

(別表5) 貸付けの条件の変更等のお申込みを受けた貸付債権の額

(単位：百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件変更等のお申込みを受けた貸付債権の額	44	316	539	816	986	1,231	1,355	1,533				
うち、実行に係る貸付債権の額	32	261	496	731	866	1,050	1,247	1,425				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	19	19	19	19	19	19				
うち、審査中の貸付債権の額	11	54	14	25	32	92	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	8	40	67	67	88	88				

(別表6) 貸付けの条件の変更等のお申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件変更等のお申込みを受けた貸付債権の数	2	18	31	47	57	72	78	88				
うち、実行に係る貸付債権の数	1	13	27	40	48	62	70	80				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	2	2	2	2	2				
うち、審査中の貸付債権の数	1	5	1	2	2	3	0	0				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	3	5	5	6	6				

注：上記定義は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令」に基づいております。